

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」

に係るその他の供給条件

2025年1月6日実施

蒲原瓦斯株式会社

「電気・ガス料金負担軽減支援事業（以下、本事業といいます。）」に係るその他の供給条件は、本事業によるガス料金の軽減措置を実施するために、料金その他の供給条件（以下、「この供給条件」といいます。）を定めたものです。

1. 対象

原則、蒲原瓦斯株式会社とガス需給契約を締結しているすべてのお客さまが対象となります。ただし、都市ガスの年間契約量が1,000万立方メートル以上のお客さま及び発電事業者は対象外となります。

2. 適用時期及び値引き単価

- (1) 2025年2月検針分（1月検針日の翌日から2月検針日まで）、2025年3月検針分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）の値引き単価：10円／立方メートル
- (2) 2025年4月検針分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）の値引き単価：5円／立方メートル

3. 値引き方法

- (1) 一般ガス供給約款等すべての約款に定める、単位料金の調整及び別表に基づき算定した調整単位料金から、2. 値引き単価を値引きいたします。
- (2) 「家庭用燃転おたすけ割」または「業務用新規おやくだて割」の割引プランが適用されている場合は、一般ガス供給約款等すべての約款に定める、単位料金の調整及び別表に基づき算定した調整単位料金から、2. 値引き単価を値引きした後に、割引率を乗じて割引額を算定します。

【割引前料金】 主契約の基本料金＋主契約の従量料金（2. 値引き単価を反映した原料費調整単価）×ご使用量（小数点以下切捨て）

【割引額】 割引前料金 × 割引率（小数点以下切上げ）

【割引後料金】 割引前料金 － 割引額

付 則

1. この供給条件の実施期日

この供給条件は、2025年1月6日から実施いたします。なお、経済産業省の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の変更、終了等に伴い改廃いたします。